

改正

平成11年11月19日告示第819号

平成14年 5 月31日告示第484号

平成17年 3 月29日告示第259号

平成22年 3 月19日告示第172号

平成28年 3 月31日告示第203号

令和 2 年 3 月31日告示第192号

令和 3 年 3 月26日告示第200号

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程を次のように定める。

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程

(趣旨)

第 1 条 知事は、本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図るため、市町村、事業者団体等が別表に規定する事業を行う場合において、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象外とする。

- (1) 国等の補助金の交付の対象となる事業（知事が特に必要と認める事業を除く。）
- (2) 沖縄県の他の補助金の交付の対象となる事業
- (3) 他の団体等に対する出資（知事が特に必要と認める出資を除く。）又は貸付事業

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、産業振興基金事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（申請の取下げ）

第4条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（経費配分及び内容変更申請）

第5条 補助事業者は、軽微な変更を除き、補助事業の経費配分又は内容の変更をしようとするときは、産業振興基金事業経費配分（内容）変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、補助事業の経費区分相互間の経費配分の変更でそれぞれの経費の20パーセント以内の増減とする。

（中止又は廃止の承認申請）

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、産業振興基金事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第7条 補助事業者は、補助事業を行う会計年度の9月30日現在における補助事業の遂行状況について、産業振興基金事業遂行状況報告書（第4号様式）を当該年度の10月15日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日又は補助事業を行う会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、産業振興基金事業実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の概算払）

第9条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、産業振興基金事業補助金概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（第8号様式）を備え、図面、設計書、仕様書等の関係書類を附属し管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第8条の規定による報告書に取得財産等管理台帳及び附属する関係書類を添付しなければならない。

4 補助事業者は、取得財産等を処分するまでの間、毎会計年度終了後90日以内に補助事業による取得財産等の状況を報告するとともに、関係する調査に協力しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品その他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第13条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第14条 補助事業者は、補助事業終了後5年間、毎会計年度終了後90日以内に取得財産等で得た収益を取得財産等収益状況報告書（第11号様式）により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は補助事業の実施期間及び終了後5年の間に、当該補助事業により取得した産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又は当該補助事業による成果の他への供与により収益が生じたときは、産業財産権等収益状況報告書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前2項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。
- 4 知事は、前項の認定に関し必要な条件を付することができる。

（成果の公表）

第15条 知事は、補助事業の成果を公表することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。
（帳簿等の整備及び保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支状況を明らかにするために他の経理と明確に区分し、必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成元年8月4日から施行し、平成元年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成元年度における補助事業の遂行状況報告に対する第7条の適用については、同条中「9月30日」とあるのは「10月31日」と、「10月15日」とあるのは「11月15日」とする。

附 則（平成11年11月19日告示第819号）

この告示は、平成11年11月19日から施行し、改正後の沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の規定は、平成11年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成14年5月31日告示第484号）

この告示は、平成14年5月31日から施行し、改正後の沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の規定は、平成14年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成17年3月29日告示第259号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第172号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第203号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、改正後の沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年3月31日告示第192号）

この告示は、令和2年4月1日から施行し、改正後の沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日告示第200号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
戦略的産業育成支援事業	本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業（情報通信産業、観光リゾート産業、国際物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空臨港型産業等）の育成・支援事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	3/4以内。ただし、県が出資して設立した産業振興を目的とする法人で、知事が特に必要と認めるもの（以下「県出資法人」という。）については10/10以内とする。
エネルギー基盤安定整備事業	本県におけるクリーンエネルギーの利活用、エネルギー供給の不利性低減等のエネルギー基盤安定化に資する事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	2/3以内
地域産業技術活性化・高度化支援事業	(1) 地域産業連携支援事業 産業分類の異なる事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化又は高度化に寄与すると認められる研究開発事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	3/4以内
	(2) 地域産業支援事業 地域特性を生かした地域産業の活性化又は高度化に大きく寄与すると認められる新技術又は新製品の研究開発事業、地域産業育成支援事業等に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	2/3以内。ただし、県出資法人に限り、10/10以内
技術・情報基盤整備	(1) 技術・情報基盤施設建設支援事業	10/10以内。ただし、県出資

備事業	<p>本県の技術集積の低位性を克服し、地域特性を生かした先導的技術開発、技術交流、国際研究協力、人材育成、技術情報提供、普及啓発等を産学官の連携により推進する地域技術基盤となる施設の建設又は管理運営の支援に要する経費。ただし、土地購入費を除く。</p>	<p>法人に限る。（管理運営費については、知事が必要と認める額）</p>
	<p>(2) 技術基盤整備事業</p> <p>技術の集積又は他産業との連携による高度化又は高付加価値化、生産プロセスの見直しによる競争力強化等を推進し、沖縄県全体への波及効果が期待されるものづくり又は生産技術の基盤整備事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。</p>	<p>1 / 2 以内</p>
人材育成事業	<p>マネージメント人材、研究者及び技術者に対して専門的知識を習得させるため、国公設試験研究機関、先進企業等への派遣研修事業、海外派遣研修事業等の人材育成事業に要する経費</p>	<p>3 / 4 以内。ただし、県出資法人に限り 10 / 10 以内</p>
北部地域産業振興事業	<p>北部地域（名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。）における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成並びに支援及び活用事業に要する経費</p>	<p>10 / 10 以内</p>

沖縄県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

年度産業振興基金事業補助金交付申請書

下記のとおり補助事業を実施したいので、補助金を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名（区分）
- 2 補助金申請額 円
- 3 補助事業に要する経費 円
- 4 補助事業の内容

別紙のとおり

別紙

補 助 事 業 名

1 事業計画

事業名(区分)	実施予定期間	事業内容

2 収支予算

(1) 収入

事項 区分	予 算 額	前年度予算額	比 較 △ 減 増額	備 考
県補助金				
自己負担金				
その他				
計				

(2) 支出

事業名 (区分)	予 算 額				前年度 予算額	比較増 △減額	備 考
	県補助金	自己負担金	そ の 他	計			
計							

(3) 経費配分明細

事業名 (区分)	経費区分	予 算 額	積算内訳	負 担 区 分		
				県補助金	自己負担金	そ の 他
計						

沖縄県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

年度産業振興基金事業経費配分（内容）変更承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業について、下記のとおり補助事業の経費配分（内容）を変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助事業名（区分）
- 2 変更理由
- 3 経費配分（内容）変更

	事業内容	経費区分	予算額	積算内訳	負担区分			備考
					県補助金	自己負担金	その他	
変更前								
計								
変更後								
計								

沖縄県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

年度産業振興基金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 当初事業計画

事業名（区分）	事業開始年月日	事業完了予定年月日	備 考

4 中止期間又は廃止年月日

事業名（区分）	中 止 期 間	廃 止 年 月 日	備 考

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

年度産業振興基金事業遂行状況報告書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

補助事業名（区分）	9月30日までに実施した事業概要

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

年度産業振興基金事業実績報告書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業の実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名（区分）
- 2 補助金額 円
- 3 補助事業に要した経費 円
- 4 補助事業の実施状況

別紙のとおり

別紙

補 助 事 業 名

1 事業実績

事業名(区分)	実施期間	事業内容

2 収支決算

(1) 収入

<table border="1"> <tr> <td>事項</td> <td>区分</td> </tr> </table>	事項	区分	予算額	決算額	比較増額 △ 減	備考
事項	区分					
県補助金						
自己負担金						
その他						
計						

(2) 支出

事業名 (区分)	予 算 額				決 算 額				比較増△減額				備 考
	県補助金	自己負担金	その他	計	県補助金	自己負担金	その他	計	県補助金	自己負担金	その他	計	
計													

(3) 経費支出済額明細

事業名 (区分)	経費区分	決 算 額	精算内訳	負 担 区 分		
				県補助金	自己負担金	そ の 他
計						

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

年度産業振興基金事業補助金概算払請求書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で補助金交付決定の通知があった補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、請求します。

記

1 補助事業名（区分）

2 請求額 金 円

区 分	金 額	備 考
交 付 決 定 通 知 額		
概 算 払 受 領 済 額		
今 回 請 求 額		
残 高		

3 今回請求額の内訳

経 費 区 分	積 算 内 訳	金 額

4 振込口座

次の口座に振り替えてください。

金 融 機 関 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

沖縄県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に
伴う報告書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で額の確定通知があった補助事業に
ついて、消費税額及び地方消費税額の額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額（確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金
に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付してください。

第8号様式（第11条関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

(注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は増加価格が処分制限額（50万円）以上の財産とする。

2 区分は、(7)エネルギー基盤安定整備関係機器・備品類、(4)技術基盤整備関係機器・備品類、(9)産業財産権等のいずれかを記載すること。

3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は、分割して記載すること。

4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度沖縄県産業振興基金事業財産処分承認申請書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で額の確定通知があった補助事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 処分しようとする財産の名称
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

年度沖縄県産業振興基金事業産業財産権届出書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で額の確定通知のあった補助事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 譲渡し、又は実施権を設定する場合にあっては相手先及び条件

第 年 月 日
号

沖縄県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

年度沖縄県産業振興基金事業取得財産等収益状況
報告書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で額の確定通知があった補助事業に
ついて、 年度の取得財産等により収益が生じたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額 円

2 報告期間 年 月 日～ 年 月 日

3 収益状況

財産取得に要した経費	
取得財産等による本年度売上高	
取得財産等による本年度収益額	
※売上高に占める収益額の算出根拠	

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

年度沖縄県産業振興基金事業産業財産権等収益状況
報告書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で額の確定通知があった補助事業について、
年度の産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又は当該補助事業による成果の他への供与により収益が生じたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額 円

2 報告期間 年 月 日～ 年 月 日

3 収益状況

産業財産権等の名称	
産業財産権等の供与形態	
産業財産権等による収益額	
※収益額の算出根拠	